

能勢放課後児童クラブ保育料口座振替依頼書

年 月 日

株式会社 池田泉州銀行 御中

・能勢放課後児童クラブ保育料の納付を口座振替の方法により納付したいので、下記約定に基づき依頼します。なお、振替指定日において、預貯金残高不足等の理由により納付できないときは、改めて一般の納付方法により納付します。

■依頼者(納付者)

住所	〒 563 - 大阪府 豊能郡 能勢町		
フリガナ		電話番号	
氏名			

■振替口座

フリガナ		種別	銀行届出印
口座名義			
金融機関名	・池田泉州 銀行 支店	1. 普通 2. 当座	
口座番号		(右詰めで記入)	

約定

- 振替納付を依頼する納付者名義の納付書が貴店に送付されたときは、私に通知することなく、納付書に記載された金額を預金口座から引き落としのうえ、お支払いください。なお、振替日に変更された場合には、納付書に記載された日をもって処理されても差し支えありません。
- 預貯金の引き落としにあつては、当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、小切手の振り出し又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出は一切致しません。
- 振替の開始は能勢町へ依頼書(控え)が到着した翌月の納付より振替してください。
- 振替口座預金残高が振替日において納付書の金額に満たない時は、私に通知することなく納付書を返却されても異議ありません。
- 口座振替の領収書の送付は、省略されても異議ありません。
- この口座振替契約は、貴店が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議ありません。
- この依頼書の内容を変更又は口座振替契約を解約する場合には、所定の書類によって届け出ます。
- この預金口座振替について、仮に紛議が生じても、貴店の責によるものを除き、貴店にはご迷惑はかけません。
- 振替指定日は毎月末日。ただし、振替指定日が休日の場合は翌営業日。

金融機関 処理欄	検印	印鑑照合	取扱者

(取扱金融機関控)

能勢放課後児童クラブ保育料口座振替依頼書(能勢町控)

年 月 日

能勢町長 様

・能勢放課後児童クラブ保育料の納付を口座振替の方法により納付したいので、下記約定に基づき依頼します。なお、振替指定日において、預貯金残高不足等の理由により納付できないときは、改めて一般の納付方法により納付します。

■依頼者(納付者)

住所	〒 563 - 大阪府 豊能郡 能勢町		
フリガナ		電話番号	
氏名			

■振替口座

フリガナ		種別	銀行届出印
口座名義			
金融機関名	・池田泉州 銀行	支店	1. 普通 2. 当座
口座番号			(右詰めで記入)

約定

- 振替納付を依頼する納付者名義の納付書が貴店に送付されたときは、私に通知することなく、納付書に記載された金額を預金口座から引き落としのうえ、お支払いください。なお、振替日に変更された場合には、納付書に記載された日をもって処理されても差し支えありません。
- 預貯金の引き落としにあつては、当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、小切手の振り出し又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出は一切致しません。
- 振替の開始は能勢町へ依頼書(控え)が到着した翌月の納付より振替してください。
- 振替口座預金残高が振替日において納付書の金額に満たない時は、私に通知することなく納付書を返却されても異議ありません。
- 口座振替の領収書の送付は、省略されても異議ありません。
- この口座振替契約は、貴店が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議ありません。
- この依頼書の内容を変更又は口座振替契約を解約する場合には、所定の書類によって届け出ます。
- この預金口座振替について、仮に紛議が生じても、貴店の責によるものを除き、貴店にはご迷惑はかけません。
- 振替指定日は毎月末日。ただし、振替指定日が休日の場合は翌営業日。

当店に上記口座名義人の預貯金口座のあることを確認し、口座振替依頼書を受理しました。

年 月 日

金融機関
承認印

所在地
取扱金融機関

(取扱金融機関→能勢町)

能勢放課後児童クラブ保育料口座振替依頼書(お客様控)

年 月 日

・能勢放課後児童クラブ保育料の納付を口座振替の方法により納付したいので、下記約定に基づき依頼します。なお、振替指定日において、預貯金残高不足等の理由により納付できないときは、改めて一般の納付方法により納付します。

■依頼者(納付者)

住所	〒 563 - 大阪府 豊能郡 能勢町		
フリガナ		電話番号	
氏名			

■振替口座

フリガナ		種別	銀行届出印
口座名義			
金融機関名	・池田泉州 銀行 支店	1. 普通 2. 当座	
口座番号		(右詰めで記入)	

約定

- 振替納付を依頼する納付者名義の納付書が貴店に送付されたときは、私に通知することなく、納付書に記載された金額を預金口座から引き落としのうえ、お支払いください。なお、振替日に変更された場合には、納付書に記載された日をもって処理されても差し支えありません。
- 預貯金の引き落としにあつては、当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、小切手の振り出し又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出は一切致しません。
- 振替の開始は能勢町へ依頼書(控え)が到着した翌月の納付より振替してください。
- 振替口座預金残高が振替日において納付書の金額に満たない時は、私に通知することなく納付書を返却されても異議ありません。
- 口座振替の領収書の送付は、省略されても異議ありません。
- この口座振替契約は、貴店が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議ありません。
- この依頼書の内容を変更又は口座振替契約を解約する場合には、所定の書類によって届け出ます。
- この預金口座振替について、仮に紛議が生じても、貴店の責によるものを除き、貴店にはご迷惑はかけません。
- 振替指定日は毎月末日。ただし、振替指定日が休日の場合は翌営業日。